

令和7年度事業計画

【基本理念】

「みんなでささえあい ともに生きていく やさしいまちづくり」

津幡町社会福祉協議会は、地域の福祉推進の中核として、地域住民や社会福祉関係者の参加により、誰もが支え合いながら、共に生きる豊かで優しいまちづくりを目指します。

【法人運営関係】

(1) 会務・組織の運営

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①理事会・評議員会の開催 | ②評議員選任・解任委員会の開催 |
| ③事業・会計監査の実施 | ④職員の各種研修体制等の充実と資質向上 |

(2) 相談所の運営

- ①心配ごと相談所「くらしのサポート相談」の開設（毎月第2・第4水曜日）
人権擁護委員、生活困窮者自立支援員による相談
- ②「無料法律相談」の開設（毎月第1・第3・第4木曜日）
金沢弁護士会、石川県司法書士会、石川県行政書士会による相談

(3) 社会福祉大会の開催

- 第17回津幡町社会福祉大会の開催
- ・多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった社会福祉事業関係者の表彰
 - ・講演会等の開催により、社会福祉向上への意識高揚を図る

(4) 広報活動の推進

- ・広報誌「社協だより」年3回の発行（6月・10月・2月）
- ・ホームページやポスター、チラシ等の情報発信の充実を図る
- ・福祉情報の提供・啓発

(5) 募金活動の支援

- ・赤十字活動資金の募集活動（5月強化月間）
- ・共同募金委員会による赤い羽根募金運動（10月）・歳末たすけあい募金運動（11月）の支援
- ・共同募金助成事業の活用

(6) フードバンク・ネットの活用及びフードドライブ活動の支援

- ・福祉大会等でのフードドライブ活動及び食料品等の寄贈受付並びにふーどサポーターの登録の推進
- ・特定非営利活動法人いしかわフードバンク・ネット等からの食品提供
- ・地域で取り組むフードドライブ活動の支援と関係団体等の連携

(7) 災害見舞金等給付事業

- ・火災発生など災害時による損害見舞金の給付
- ・日本赤十字社石川県支部津幡町分区及び民生児童委員との連携による避難用品の配付

【ボランティアセンター関係】

(1) ボランティアセンター事業

- ①ボランティアの登録・相談及び斡旋
- ②ボランティアの情報収集と分析・活用
- ③ボランティア活動保険の加入奨励
- ④ボランティア基礎講座の開催
- ⑤ボランティア連絡会を核とした研修、交流会の実施
- ⑥児童のボランティア活動普及事業の取り組み（新規：刈安小学校）
- ⑦子どもたちができるボランティアの取り組み（地区社協・委員会）
- ⑧中学生サマーボランティア体験事業
- ⑨福祉教育の推進
- ⑩災害ボランティア講座の実施と町防災総合訓練への参加
- ⑪災害ボランティア活動支援

(2) 介護支援ボランティアポイント事業

介護支援ボランティア活動をとおしてボランティア自身の意欲向上及び地域貢献活動に対するポイント付与。

- ①事業の周知活動及び個々のボランティア頻度増加への勧奨
- ②いきいきサロンのボランティア登録者へ、他ボランティア活動へ挑戦できるよう勧奨
- ③いきいきサロンでのボランティア受入れ促進及びボランティア講師の発掘
- ④施設へ派遣するボランティアの充実を図る

【権利擁護センター関係】

(1) 福祉サービス利用支援事業

判断能力が低下した利用者を対象に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続及び相談支援を実施。

- ①生活困窮の相談等から当事業利用の検討を行い、県社協をはじめ町地域包括支援センターなど関係機関と連携を図り支援に繋げる
- ②福祉専門員が適切なアセスメントを行い、生活支援員が具体的な本人への支援を行う
- ③町の権利擁護部会・幹事会・中核機関へ参画し、町の権利擁護事業の一端を担う
- ④地域の権利擁護講座の開催
- ⑤事業の普及啓発や当事業から成年後見制度利用等への円滑な移行のための連携

(2) 地域ささえい事業

手助けが必要な方の生活を地域社会全体で支えるため、手助けができる「協力会員」と手助けをしてほしい「利用会員」の合意で行われる相互援助活動を行う

- ①新規の協力会員登録に向け、津幡町ボランティア基礎講座での事業紹介
- ②協力会員に向けた講座の開催
- ③新規の協力会員への積極的な活動依頼
- ④協力会員同士の意見交流や横の繋がりの場を提案
- ⑤民生児童委員協議会、いきいきサロン、地区社協、地区委員会、関係機関への周知活動

⑥協力会員と担当職員が必要に応じ地域ケア会議へ出席

(3) 生活福祉資金の相談

県社協からの受託事業で、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が資金の貸付と必要な相談を受けることにより生活の安定と経済的な自立を図ることを目的とする。

① 生活困窮者の相談支援を丁寧に行う

②県社協・石川中央保健福祉センター・町地域包括支援センター・町こども家庭センター・町消費生活センター等関係機関と連携を深めながら必要な支援に繋げる。

(4) 町たすけあい金庫の運営

当社協独自の事業であり、生活困窮者に対し、緊急に必要な資金の融資を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする。

①生活困窮者の経済的な救済支援と相談支援を行い生活問題の解決に取り組む。

②生活困窮者に対する緊急援護資金貸付や生活保護や年金受給までのつなぎ資金として融資を行う。

③担当地区民生委員・石川中央保健福祉センター・地域包括支援センターとの連携を行い、家計管理支援や福祉サービス利用支援事業等、適宜必要な支援に繋げる。

(5) 生活困窮者支援

・フードパントリーの開催（随時）

生活困窮者、社会福祉施設・団体及び子ども食堂等の社会福祉活動への支援

・生活困窮者の生活相談支援及び食糧支援

【地域福祉関係】

(1) 福祉活動推進事業

①第3期津幡町地域福計画・地域福祉活動計画に基づいた地域活動の後方支援

②町地域福祉計画・活動計画推進委員会、推進会議、活動会議へ参加

③社協主催の研修会を各地域で行えるように提案

(2) 安心生活基盤構築事業

①住民同士が地域での繋がりや見守りの体制が日常的に行えるよう研修会等で学べる機会を設ける

(3) 地域介護予防活動支援事業

①町包括ケア推進協議会及び、各部会へ参加及び協力

②地区社協・委員会での介護予防活動への支援

③町内いきいきサロンへの支援

(4) 生活支援体制整備事業

①地域課題を整理し、必要な支援体制づくりと活動の強化を図る

②生活支援コーディネーターを中心に地域課題へ迅速に取り組める体制を整える

③地域の第2層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援の創出

(5) 被災者見守り・相談支援等事業

令和6年1月1日に発災した能登半島地震において、津幡町内のみなし仮設となっているアパート等で住まいされる方々を訪問し、生活上の相談・各専門機関へつなぐ等の支援の実施。

- ①生活支援相談員・社会福祉協議会職員の2名1組で訪問し、面談記録の実施。
- ②訪問先への食糧提供。
- ③訪問以外で電話での状況確認。
- ④その他、県から依頼されたチラシのお渡し、各専門機関等へのつなぎ。

【親子支援センター関係】

(1) 子育て支援事業

子育て世代(妊娠時含む)が遊びの広場に集うことで安心して出産と育児ができるよう、途切れない支援を関係機関等と行う。

- ①遊びの広場の周知と充実、仲間作りの場、育児相談の場の提供
- ②子育て講習会や行事の開催
- ③子育て情報の発信
- ④プレパパ・ママ交流会の開催

(2) ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で育児の援助を受けたい「依頼会員」と、援助を行いたい「提供会員」との相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図る。

- ①提供会員の増員や事業の周知等、基本事業の充実
- ②病児及び病後児の預かりの推進
- ③ひとり親家庭、低所得、ダブルケア負担、障害児、多胎児の世帯など配慮が必要な子育て世帯等の利用支援を図る

(3) 学習支援事業

生活困窮者自立支援事業に基づく、石川県と津幡町からの受託事業

生活困窮世帯の小・中・高生で、希望する児童の居場所づくりと自主学習を実施

【小学生】夏休みの午前5回

【中・高生】夏休みの午前3回、夏休み以降の夜17回(計20回)

※実施日は水曜日

※教員OB・大学生等が、児童の学習をサポート

【各福祉団体への活動支援】

(1) 福祉団体

- ・津幡町民生児童委員協議会
- ・津幡町シニアクラブ連合会
- ・津幡町戦没者遺族会
- ・津幡町身体障害者福祉協議会
- ・津幡町母子寡婦福祉部会
- ・津幡町手をつなぐ育成会
- ・津幡町社会福祉法人連絡会

(2) ボランティア等その他

- ・津幡町赤十字奉仕団
- ・津幡町ボランティア連絡会
- ・津幡町いきいきサロン連絡会